

### ③ ターミナルケア加算

看取りの対応を強化する観点から、ターミナルケア加算について算定要件及び評価の見直しを行う。

死亡日以前 15～30 日	200 単位/日	死亡日以前 4～30 日	160 単位/日
死亡日以前 14 日まで	315 単位/日	⇒ 死亡日前日及び前々日	850 単位/日
		死亡日	1,700 単位/日

※算定要件（変更点のみ）

以下の要件を削除

入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した場合であること。

改 正 案	現 行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第十三条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、<u>第三条第二項第一号ロの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p>一 平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的改築の工事に着手された転換に係る療養室 <u>平成三十年三月三十一日までの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル</u>以上であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、<u>第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。</u></p> <p>第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、<u>第三条第二項第二号中「二平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。</u></p> <p>2 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、<u>第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。</u></p> <p>第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂については、<u>第三条第二項第二号及び第四号の規定にか</u></p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第十三条 一般病床、精神病床（<u>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。</u>以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、<u>第三条第二項第一号ロの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p>一 平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的改築の工事に着手された転換に係る療養室 <u>平成二十四年三月三十一日までの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル</u></p> <p>以上であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、<u>第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。</u></p> <p>第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、<u>第三条第二項第二号中「二平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。</u></p> <p>2 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、<u>第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。</u></p> <p>第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂については、<u>第三条第二項第二号及び第四号の規定にか</u></p>

かわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設に限る。)を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。

第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつて

は百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一つとすることができる」とする。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ及び第四十一条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

かわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設に限る。)を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。

第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつて

ては百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一つとすることができる」とする。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ及び第四十一条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
<p>〔目次〕 （略） 第一 （略） 第二 人員に関する基準（基準省令第二条） 1～4 （略） 5 理学療法士又は作業療法士 理学療法士又は作業療法士は、介護老人保健施設の入所者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービスの提供に当たることは差し支えないものである。 ただし、介護老人保健施設の<u>理学療法士又は作業療法士</u>の常勤換算方法における勤務延時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれないこと。 サテライト型小規模介護老人保健施設等については、サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設に限る。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている<u>理学療法士又は作業療法士</u>によるサービス提供が、当該本体施設又は併設医療機関及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>6～9（略） 第三 施設及び設備に関する基準 1 （略） 2 施設に関する基準 (1) 施設に関する基準 ①・② （略） ③ 基準省令第三条第三項は、同条第一項各号に定める各施設が当該介護老人保健施設の用に専ら供するものでなければなら</p>	<p>〔目次〕 （略） 第一 （略） 第二 人員に関する基準（基準省令第二条） 1～4 （略） 5 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u> 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>（以下「<u>理学療法士等</u>」という。）は、介護老人保健施設の入所者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービスの提供に当たることは差し支えないものである。 ただし、介護老人保健施設の<u>理学療法士等</u>の常勤換算方法における勤務延時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれないこと。 サテライト型小規模介護老人保健施設等については、サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設に限る。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている<u>理学療法士等</u>によるサービス提供が、当該本体施設又は併設医療機関及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>6～9（略） 第三 施設及び設備に関する基準 1 （略） 2 施設に関する基準 (1) 施設に関する基準 ①・② （略） ③ 基準省令第三条第三項は、同条第一項各号に定める各施設が当該介護老人保健施設の用に専ら供するものでなければなら</p>
<p>いこととしたものであるが、介護老人保健施設と病院、診療所（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）又は指定介護老人福祉施設等の<u>社会福祉施設</u>（以下「病院等」という。）とが併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。以下同じ。）に限り、次に掲げるところにより、同条第三項ただし書が適用されるものである。以下同じ。）と施設を共用する場合の運用に当たっては留意すること。 イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。 a 療養室 b 診察室 ロ～ハ （略） ④ （略） (2)・(3) （略） 3 （略） 4 経過措置 (1)～(5) （略） (6) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、次に掲げる区分に応じた基準によるものとする（基準省令附則第十三条）。 ① 転換に係る療養室が平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着工された場合 平成二十四年三月三十一日までの間は、入所者一人当たり六・四平方メートル以上であること。 ② 転換に係る療養室が平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着工されていない場合 入所者一人当たり六・四平方メートル以上であること。 なお、平成二十四年四月一日以降、当該基準に該当する施設であって、本則の基準である一人当たり八平方メートル以上で</p>	<p>いこととしたものであるが、介護老人保健施設と病院、診療所（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）又は指定介護老人福祉施設等の<u>社会福祉施設等</u>（以下「病院等」という。）とが併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。以下同じ。）に限り、次に掲げるところにより、同条第三項ただし書が適用されるものである。以下同じ。）と施設を共用する場合の運用に当たっては留意すること。 イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。 a 療養室 b 診察室 ロ～ハ （略） ④ （略） (2)・(3) （略） 3 （略） 4 経過措置 (1)～(5) （略） (6) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、次に掲げる区分に応じた基準によるものとする（基準省令附則第十三条）。 ① 転換に係る療養室が平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着工された場合 平成三十年三月三十一日までの間は、入所者一人当たり六・四平方メートル以上であること。 ② 転換に係る療養室が平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着工されていない場合 入所者一人当たり六・四平方メートル以上であること。</p>

あることを満たしていないものについては、本則の基準を満たしている施設との均衡に配慮した介護報酬上の評価を行うこととする。ただし、療養室が談話室に近接して設けられているものについては、本則の基準から、当該談話室の面積を当該談話室に近接する療養室の定員数で除した面積を減じた面積以上を満たす場合は、この限りでない。

- (7) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る診察室については、当該介護老人保健施設の入所者及び併設される病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該病院又は診療所の施設を利用することで足り、当該介護老人保健施設は有しなくてもよいこととした（基準省令附則第十四条）。
- (8) 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととした。なお、当該転換を行って開設する介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとした（基準省令附則第十五条第一項）。
- 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上であればよいこととした（基準省令附則第十五条第二項）。
- (9) 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂の面積は、次の①又は②に掲げるい

- (7) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る診察室については、当該介護老人保健施設の入所者及び併設される病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該病院又は診療所の施設を利用することで足り、当該介護老人保健施設は有しなくてもよいこととした（基準省令附則第十四条）。
- (8) 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととした。なお、当該転換を行って開設する介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとした（基準省令附則第十五条第一項）。
- 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上であればよいこととした（基準省令附則第十五条第二項）。
- (9) 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂の面積は、次の①又は②に掲げるい

れかに適合するものであればよいこととした（基準省令附則第十六条）。

①・②（略）

- (10) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物の耐火構造については、基準省令第四条第一項第一号の規定は適用せず、建築基準法の基準によるものでよいこととした（基準省令附則第十七条）。
- (11) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、転換前の医療法による基準と同等のものでよいこととした（基準省令附則第十八条）。

(12)（略）

第四・第五（略）

かに適合するものであればよいこととした（基準省令附則第十六条）。

①・②（略）

- (10) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物の耐火構造については、基準省令第四条第一項第一号の規定は適用せず、建築基準法の基準によるものでよいこととした（基準省令附則第十七条）。
- (11) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、転換前の医療法による基準と同等のものでよいこととした（基準省令附則第十八条）。

(12)（略）

第四・第五（略）

## 5 その他伝達事項

### (1) 介護老人保健施設の管理者

介護老人保健施設は、看護、医学的管理下で介護保険法に定められたサービスを提供する入所施設であり、介護老人保健施設の管理者は、介護保険法第105条の規定に基づき、医療法第15条第1項の規定が準用され、施設に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、業務遂行に欠けることのないよう必要な注意をしなければならないとされ、病院の管理者と同様の責務を求めている。

従って、介護保健施設の管理者は医師が原則であり、安易に他の職種の者を充てることは認められない。

※ 介護保険法第102条第1項では、知事は、管理者が管理者として不適当であると認めるときは、開設者に対し、管理者変更を命ずることができる。と規定している。

#### <管理者承認申請>

新設の場合及び管理者の変更（交代）を行う場合は、事前に様式第7号「管理者承認申請書」及び必要な添付書類を提出する必要がある。

### (2) 介護老人保健施設変更許可申請

入所定員その他、県知事の許可を受けなければならない変更事項については、事前に様式第6号「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書」に必要な添付書類を添えて提出する必要がある。

構造設備の変更を伴う場合は、審査手数料（岡山県収入証紙）33,000円が必要である。また、事務の流れや申請から許可までの日数は、新規申請や更新申請に準じるので、十分な期間を確保した上で申請すること。※岡山市・倉敷市・新見市については、手数料は県証紙ではありません。

<変更許可申請が必要な事項>

- 1 敷地の面積及び平面図
- 2 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要
- 3 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画
- 4 運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員（定員増に限る。）に係る部分に限る。）
- 5 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）

※ 補助金を受けて建物建設を行った施設については、別途財産処分等所要の手続が必要となる場合があるため、必ず、事前協議を行い、変更許可までに十分な期間を見込んで手続を行うこと。

### (3) 許可（指定）更新申請

平成18年4月の介護保険制度の改正により、指定（許可）の更新制度が創設され、介護保険事業所（施設）の指定（許可）について6年ごとに更新することが義務付け

られた。更新を行わない場合又は更新手続が間に合わない場合には、有効期間の満了により指定（許可）の効力を失うこととなる。

#### （４）みなし指定について

介護老人保健施設の許可の際に、みなし指定を受けたものとされることから、6年毎の更新の都度みなし指定を受けることになる。

- 1 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、許可を受けた際に次の居宅サービス及び介護予防サービスについても指定を受けたものとみなされます（以下「みなし指定」という）。
  - ・居宅サービス＝短期入所療養介護、通所リハビリテーション
  - ・介護予防サービス＝介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションつまり、6年ごとの施設の許可更新の都度、居宅サービス及び介護予防サービスのみなし指定を受けることになります。
- 2 みなし指定による居宅サービス及び介護予防サービスを不要とする場合には、施設の許可更新の都度、「指定を不要とする旨の申出書」（様式第2号）が必要となります。

施設の許可の新規申請及び更新申請と同時にみなし指定を不要とする旨の申し出を行わず、その後みなし指定の居宅サービス又は介護予防サービスを実施しない場合は、「廃止（休止）届出書」（様式第4号）の提出が必要となります。
- 3 みなし指定を不要とする旨の申し出をした後、居宅サービス又は介護予防サービスの指定を受ける必要が生じた場合には、指定申請の手続を行う必要があります。

なお、申請後6年以内に行われる本体の施設の許可更新後は、みなし指定として取り扱います。
- 4 介護老人保健施設が取消又は廃止された場合は、それに伴いみなし指定による居宅サービス及び介護予防サービスの効力も失効します。

#### （５）岡山県福祉のまちづくり条例及び建築関係

介護老人保健施設は、岡山県福祉のまちづくり条例第2条第4号に規定する「特定生活関連施設」に該当するため、新築等（新設、増築若しくは増設又は改築）、用途変更、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替の際は、届出、協議が必要である。

本件の詳細については、各県民局建設部管理課建築指導班（又は県庁土木部都市局建築指導課街づくり推進班）、岡山市、玉野市、笠岡市、総社市又は新見市の担当課へ問い合わせのこと。なお、倉敷市内の建物（建設予定を含む）は、「倉敷市福祉のまちづくり条例」、津山市内の建物（建設予定を含む）は、「津山市人にやさしいまちづくり条例」が適用されるため、倉敷市、津山市についても、担当課へ問い合わせのこと。

また、建築物関連の各関係法担当部署には、事前に各協議を行うこと。

※岡山市・倉敷市については、別途各市に取扱いの確認を行うこと。

## (6) 関係様式の変更等

- 平成24年度＜暫定版＞介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
ファイル名：02（別紙1-1）体制等状況一覧表＜H24年度暫定版＞  
ファイル名：03（別紙1-2）体制等状況一覧表＜H24年度暫定版＞
  - 平成24年度＜暫定版＞勤務形態一覧表  
ファイル名：15参考様式1①（勤務形態一覧表【更新・変更用】（老健・老健  
ショート）＜H24年度暫定版＞
- 上記様式については、集団指導終了後、メールにて送付します。

## (7) メールアドレスの設定

- 県からのお知らせ等については、原則として電子メールで行っているため、各施設においては、メールアドレスの設定をお願いします。
- なお、メールアドレスを変更した場合は、速やかに連絡をお願いします。



# 「指定・許可(更新)申請書」添付書類一覧

介護老人保健施設（（介護予防）短期入所療養介護）		新規申請時	更新申請時
指定・許可（更新）申請書（様式第1号（第2条関係））		○	○
添 付 書 類	付表15 介護老人保健施設の許可に係る記載事項（その1）（その2）	○	○
	付表9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業者の指定に係る記載事項	○	○
	付表7-2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業者の指定に係る記載事項（介護老人保健施設） 注①	○	○
	申請者（開設者）の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書、条例又は指定管理協定書等	○	△
	審査手数料（岡山県収入証紙）	○	×
	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 注② （参考様式 1）	○	○
	組織体制図	○	○
	資格証等の写し	○	○
	管理者経歴書 （参考様式 2）	○	○
	介護支援専門員一覧表 （参考様式 10）	○	○
	事業所（施設）の位置図	○	△
	事業所（施設）の平面図 （参考様式 3）	○	○
	事業所（施設）の写真	○	△
	居室面積等一覧表 （参考様式 4）	○	○
	設備・備品等一覧表 （参考様式 5）	○	△
	併設する施設の概要	○	△
	施設を共用する場合の利用計画	○	△
	運営規程	○	△
	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 （参考様式 6）	○	△
	当該申請に係る資産の状況		
	法人の決算書・財産目録等	○	○
	事業計画書及び収支予算書	○	×
	建物等の使用権限を証明できる書類	○	△
	協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）との契約の内容	○	△
	誓約書 （参考様式9-1①）介護老人保健施設（法第94条第3項） （参考様式9-1②）短期入所療養介護（法第70条第2項） （参考様式9-1③）介護予防短期入所療養介護（法第115条の2第2項）	○	○
	役員等名簿 （参考様式9-2）	○	○
	建築物関連法令協議記録報告書 （参考様式11）	○	△
岡山県福祉のまちづくり条例に関するもの	○	△	
当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項 注③ （別紙1-1） （別紙1-2）	◎	◎	
添付書類の省略に係る申告書	×	◎	

「○」は添付が必ず必要。「△」は既に提出（許可申請、更新申請、変更許可申請、変更届）している事項に変更がないときは、省略することができる。「×」は添付を求めない、「◎」は今回より新たに添付を求める。

なお、変更しているにもかかわらず、未提出の場合は、それぞれの規定に基づき、変更許可又は変更届を必ず提出すること。（詳細については、「申請の手引き」参照。）

注① 添付書類については、別途、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの申請の手引きを参照。

注② 更新申請時には、更新申請書提出月の勤務形態一覧表を添付。

注③ 介護サービス費請求に関する事項がわかる書類とは、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）（別紙1-2）」とする。

新規申請及び更新申請と同時に体制等届出書の提出を行う場合は、体制等届出書に添付する「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）（別紙1-2）」をもって代えることができる。

## 建築物関連法令協議記録報告書

この報告書は、介護保険施設等の新規申請及び施設(事業所)の所在地の変更がある場合に、以下に記載する都市計画法等の協議について、介護保険の指定手続きの中で、その状況を確認するためのものです。各担当部署との手続き等の状況について記載をお願いします。

### 1 建築物の概要

(1)事業所の所在地

(2)申請者の名称、代表者の氏名

(3)介護サービスの種類(建築物用途)

### 2 都市計画法(開発許可)担当部署との協議記録

協議日時	平成 年 月 日	担当部署	
	: ~ :	担当者名	(Tel - )
(協議内容)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域に立地するか、否かについて 有:無(○印を付してください。) → 有の場合は、建築物の所有状況 自己所有: 賃貸: その他( )</li> <li>・必要手続きの有無について 有:無(○印を付してください。)</li> <li>・その他の留意事項の有無について 有:無(○印を付してください。)</li> </ul>			
(手続き状況及び指導事項)			

### 3 建築基準法担当部署との協議記録

協議日時	平成 年 月 日	担当部署	
	: ~ :	担当者名	(Tel - )
建築確認状況	確認済み(平成 年 月 日/番号) ・ 未確認		
(協議内容)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要手続きの有無について 有:無(○印を付してください。)</li> <li>・その他の留意事項の有無について 有:無(○印を付してください。)</li> </ul>			
(手続き状況及び指導事項)			

### 4 消防法担当部署との協議記録

協議日時	平成 年 月 日	担当部署	
	: ~ :	担当者名	(Tel - )
(協議内容)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要手続きの有無について 有:無(○印を付してください。)</li> <li>・その他の留意事項の有無について 有:無(○印を付してください。)</li> </ul>			
(手続き状況及び指導事項)			

5 岡山県福祉のまちづくり条例担当部署との協議記録

届出状況	・届出の有無について 有 ・ 無(○印を付してください。)		
届出日	平成 年 月 日	届出部署	(Tel ー )
審査結果通知日	平成 年 月 日		
審査結果	適合 ・ 一部適合 ・ 不適合 (○印を付してください。)		
(手続き状況及び指導事項等)			

(注)上記担当部署との協議に使用した建築図面は、申請内容と同一であること。

岡山県福祉のまちづくり条例 新規届出・協議等窓口

岡山県福祉のまちづくり条例に基づく新規届出・協議等窓口は次のとおりです。

項目	市町村	担当課	審査担当課	住所	TEL	提出先、部数	備考	
建築物	備前市	都市整備課	備前県民局建設部管理課(建築指導班)	〒700-8604	086-233-9847	正本1部、副本2部(うち1部は様式のみ)	内容に関するお問い合わせは、審査担当課(各県民局)へお願いします。	
	瀬戸内市	建設課		岡山市北区弓之町6-1				
	赤磐市	都市建設課		倉敷市羽島1083				086-434-7160
	和気町	都市建設課						
	吉備中央町	建設課		〒710-8530				
	井原市	都市建設課		美作県民局建設部管理課(建築指導班)				〒708-8506
	高梁市	都市整備課						
	浅口市	都市計画課		津山市山下53				0868-23-1260
	早島町	建設課						
	里庄町	農林建設課		岡山市建築指導課				086-803-1444
	矢掛町	農林建設課						
	真庭市	都市住宅課		玉野市都市計画課				0863-32-5544
	美作市	建設管理課						
	新庄村	産業建設課		笠岡市都市計画課				0865-69-2140
	鏡野町	建設課						
	勝央町	産業建設部		総社市建築住宅課				0866-92-8289
	奈義町	建設上下水道課						
	西粟倉村	産業建設課		新見市都市整備課				0867-72-6118
	久米南町	産業建設課						
	美咲町	保健福祉課		障害福祉課				086-226-7343
岡山市								
公共交通機関 公園 道路 路外駐車場 公共工作物	玉野市		岡山市建築指導課	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	086-803-1444	正本1部、副本1部		
	笠岡市		玉野市都市計画課	〒706-8510 玉野市宇野1-27-1	0863-32-5544			
	総社市		笠岡市都市計画課	〒714-8601 笠岡市中央町1-1	0865-69-2140			
	新見市		総社市建築住宅課	〒719-1192 総社市中央1-1-1	0866-92-8289			
倉敷市 津山市	倉敷市		新見市都市整備課	〒718-8501 新見市新見310-3	0867-72-6118	正本1部、副本2部(うち1部は様式のみ)	県条例に基づく届出等の手続はありません。	
	津山市		障害福祉課	〒700-8570	086-226-7343			
	倉敷市		倉敷市保健福祉推進課	〒710-8565 倉敷市西中新田640	086-426-3323			県条例に基づく届出等の手続はありません。
津山市		津山市建築住宅課	津山市山北520	0868-32-2099	0868-32-2099	県条例に基づく届出等の手続はありません。		



介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

記入担当者氏名																				届出都道府県	岡山県
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	-----

事業所番号	3	3																			
-------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業所名																					
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 実施するサービスに関して○を付け、全ての項目に対し該当する番号に○を付けてください。

チェック	提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	夜間勤務条件基準	職員による減算の状況	夜間勤務条件基準	減算型	その他該当する体制等	割引
			1. 介護老人保健施設(Ⅰ) 2. ユニット型 介護老人保健施設(Ⅰ)	1. 従来型 2. 在宅強化型	1. なし 2. 医師 6. 作業療法士 7. 介護支援専門員 ユニットのケア体制 療養食加算 夜勤職員配置加算 若年性認知症入所者受入加算 <b>在宅復帰・在宅療養支援機能加算</b> 認知症ケア加算 身体拘束廃止取組の有無 ターミナルケア体制 栄養マネジメント体制 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 <b>介護職員処遇改善加算</b>	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 言語聴覚士	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 言語聴覚士	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 言語聴覚士	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 言語聴覚士	
52	介護老人保健施設	平成	5. 介護老人保健施設(Ⅱ) 6. ユニット型 介護老人保健施設(Ⅱ) 7. 介護老人保健施設(Ⅲ) 8. ユニット型 介護老人保健施設(Ⅲ)	1. 療養型 2. 療養強化型	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 介護支援専門員 ユニットのケア体制 療養食加算 夜勤職員配置加算 若年性認知症入所者受入加算 認知症ケア加算 身体拘束廃止取組の有無 ターミナルケア体制 特別療養費加算項目 栄養マネジメント体制 療養体制維持特別加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 リハビリテーション提供体制 <b>介護職員処遇改善加算</b>	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 介護支援専門員 7. 言語聴覚士	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 言語聴覚士	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 言語聴覚士	1. 基礎型 2. 減算型 3. 看護職員 4. 介護職員 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 言語聴覚士	



